

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

## 7 ワクチンの速やかな定期接種化について（要望）

ご承知のとおり、平成 21 年 12 月に開催された第 1 回厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会は、その後計 22 回の会議を重ね、平成 24 年 5 月 23 日に「第二次提言」をとりまとめました。

本提言においては、医学的・科学的観点から 7 ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B 型肝炎）について、広く接種を促進していくことが望ましいとされました。

加えて、予防接種施策全般について、中長期的な課題設定の下、科学的な知見に基づき、総合的・恒常的に評価・検討を行い、厚生労働大臣に提言する機能を有する評価・検討組織を設置することが明記されています。

予防接種で防ぐことができる病気（VPD：Vaccine Preventable Diseases）の多くは、海外では公費による予防接種が実施されている一方、わが国では未だ予防接種法に基づく定期接種に位置付けられていないのが実情です。

現在、補正予算で実施されている子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の 3 つのワクチンの公費負担（子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業）は、あくまでも時限的な措置であり、これらを含めた上記 7 ワクチンの定期接種化は喫緊の課題であると認識しています。

このような状況から、日本医師会は予防接種推進専門協議会とともに、予防接種法の速やかな改正により、わが国の子どもたちが地域間格差なく有用なワクチン接種を受けられる体制の実現を求める署名活動を全国的に展開しています。

私たちは、国民の健康は国の最大の財産であると考えています。

ここに、予防接種で防ぐことができる病気から国民を守るために、7 ワクチンの速やかな定期接種化の実現等を強く要望いたします。

平成 25 年 1 月 28 日

日本医師会  
会 長 横倉 義武

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿

希望するすべての子どもが公費（定期接種）でワクチン接種  
が受けられる制度の確立について（要望）

予防接種で防ぐことができる病気（VPD：Vaccine Preventable Diseases）のワクチンの多くは、海外においては定期接種として行われているのにもかかわらず、わが国では、H i b（インフルエンザ菌 b 型）、小児用肺炎球菌、HPV（ヒトパピローマウイルス）、B型肝炎、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）などのワクチンは任意接種であり、日本の予防接種政策は世界から大きく遅れているのが実情です。

日本医師会と予防接種推進専門協議会は、予防接種で防ぐことができる病気から子どもたちを救うために、予防接種キャンペーンを実施し、署名活動を展開いたしました。

その結果、269万9,019名もの国民の皆様からの賛同の署名が集まりました。

今般、補正予算に「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」が盛り込まれ、私たちが希望したワクチンのうち、子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種に対する公費負担が実現したことは大変喜ばしいことではありますが、これらは恒久的に実施されるべきものです。

また、今回の補正予算の対象とならなかったB型肝炎、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンについても、公費による定期接種として行われるべきと考えています。

予防接種法を改正し、地域間や経済的格差なく、希望するすべての子どもが公費（定期接種）でワクチン接種を受けられる制度の実現は、多くの国民の希求でもあります。

ここに、269万9,019名の国民とともに、わが国におけるワクチン接種が早急に公費負担（定期接種）となりますことを強く要望いたします。

平成22年12月16日

日本医師会  
会長 原中 勝征

予防接種推進専門協議会  
委員長 神谷 齊

平成 25 年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について

平成 22 年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減(以下「年少扶養控除の廃止等」という。)によって平成 25 年度において新たに生じる地方増収分並びに平成 24 年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分の取扱い等については、以下のとおりとする。

- (1) 特定疾患治療研究事業については、平成 26 年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること。
- (2) 平成 25 年度予算における特定疾患治療研究事業の国庫補助金については、当該事業の国費不足額が平成 24 年度予算における国費不足額を下回るよう、所要額を計上すること。
- (3) (1)及び(2)の措置を前提として、平成 24 年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分(269 億円)を、(4)・(5)に掲げる国庫補助事業の一般財源化の財源として活用すること。
- (4) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業を、以下を前提として、一般財源化すること(522 億円)。
  - ① 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンについては、平成 25 年度から予防接種法に基づく定期接種とすることとし、そのための予防接種法改正法案を次期通常国会に提出すること。
  - ② また、これらの措置と併せ、既存の予防接種法に基づく定期接種(一類疾病分)に係る公費負担の範囲を、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業と同様の範囲に見直すべく、法令改正その他必要な措置を講じるものとする。
- (5) 妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業を一般財源化すること(364 億円)。

平成 25 年 1 月 27 日

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣